

平成28年10月24日

会 員 各 位

岐 阜 県 行 政 書 士 会  
第一業務部長 伊 藤 寛 純  
建設部会長 林 衛

### 建設業法施行規則の改正について（お知らせ）

日頃より、会員の皆様には、第一業務部建設部会の事業運営に関し、格別のご理解並びにご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、建設業の許可申請等の様式が改正（平成28年11月1日施行）され、一部書類に法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の記載欄が追加される等の変更がありましたので、お知らせします。

平成28年11月1日以降、法人番号の指定を受けている事業者の方は、許可申請書・変更届・事業年度終了届に法人番号の記入が必要となりました。

これらの申請、届出を行う場合は、それぞれ「建設業許可申請書（様式第1号）」「変更届出書（様式第22号の2）」「変更届出書（事業年度終了届用）」に法人番号を記入するとともに、確認資料として下記のいずれかをご提出していただくこととなります。

#### 記

- ① 国税庁から送付された法人番号指定通知書の写し（参考：国税庁法人番号公表サイト「通知書について」（外部サイト）
- ② 国税庁法人番号公表サイト（外部サイト）の法人情報の画面を印刷したもの

※初回の申請、届出時に提出すれば、次回以降の許可に関する申請、届出時には提出不要です。

その他、一部の書類について文言の修正がありました。

また、今回の改正により経営事項審査の申請様式も変更され、法人番号の記入が必要となりますので、本年11月1日以降に経営事項審査を申請される法人番号の指定を受けている事業者の方は、必ず新申請様式を使用していただくとともに、記入した法人番号の確認資料として、上記①又は②のいずれかを持参していただくこととなりますので、ご留意願います。

なお、詳細及び新様式につきましては、岐阜県のホームページ『建設業許可の広場』及び『経営事項審査の広場』をご覧ください。